

# 令和8年度 依存症専門相談

依存症は本人の意志や性格の問題ではなく、誰でもなる可能性のある<病気>です。  
依存症は適切な相談や治療により、自分らしい日常生活を取り戻すことができます。  
大崎保健所では、アルコールやギャンブルなどの困りごとについて、専門の相談員が  
相談に応じます。話すことで気持ちが楽になることもあります。

対象 大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町にお住まいの依存症で困っている方、  
またはその家族や支援関係者

場所 宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭4丁目1番1号）

## 相談日程

令和8年			相談時間
4月7日(火)	5月12日(火)	6月2日(火)	①午前11時00分～午前11時45分 ②午後2時10分～午後2時55分 ③午後3時05分～午後3時50分 ④午後3時55分～午後4時40分
7月7日(火)	8月4日(火)	9月1日(火)	
10月6日(火)	11月10日(火)	12月1日(火)	
令和9年			
1月5日(火)	2月2日(火)	3月2日(火)	

申込方法 事前予約制です。  
ご希望の方は、下記問い合わせ先まで事前にご連絡ください。

## 問い合わせ先

宮城県大崎保健所 母子・障害第二班

電話(直通) : 0229-87-8011